

発表事項

- 1 社会保険診療報酬支払基金定款の変更等（案）
- 2 令和8年熊本地震への対応（概算請求の状況等）
- 3 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の運営会議委員の認可
- 4 令和8年7月審査分の審査状況
- 5 令和8年8月審査分の特別審査委員会審査状況

改組に即した定款変更

定款変更の理由

- 医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）附則第18条において、支払基金は、10月1日の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に移行するまでに、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（以下「機構法」という。）第4条第1項の規定に適合するように定款を変更し、厚生労働大臣の認可を受けるものとされている。
- このことから、定款を改組に即して変更し、現行の理事会において議決の上、厚生労働大臣に認可申請するものとする。
- 定款変更案については、中期計画案及び年度計画案とともに、運営会議準備会合において運営会議委員にあらかじめ合意をいただく。

変更方針

- 改組に伴う定款変更においては、法人名称の変更、運営会議の設置、役員や業務に関する規定の追加等、変更部分が広範囲にわたり、規定の追加等が大幅に行われることから、定款を全部改正する。
- 現行定款と社会保険診療報酬支払基金法の関係と同様、新定款の構成も機構法の規定順に倣うこととする。

定款変更の概要__1 新定款の構成

1 新定款の構成

【凡例】

○黄色マーカーは定款固有で定める事項

○略称

- ・新定款：変更後の定款
- ・機構法：医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
- ・基金法：社会保険診療報酬支払基金法
- ・総確法：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律
- ・改正法：医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）

新定款の構成

新定款	現行定款
第1章 総則	第1章 総則
第2章 運営会議	—
第3章 役員等	第2章 役員等
第4章 審査支払運営委員会	第3章 理事会
第5章 業務運営	第4章 業務
第1節 業務	
第2節 中期計画等	—
第6章 財務及び会計	第5章 財務及び会計
—	—
第7章 雑則	第6章 雑則
—	—
附則 ※改組前の役員は、改組後においても厚生労働大臣に認可された役員とみなす規定等	附則 ※改組時の運営会議の委員を理事会で選任する規定（7月理事会）

（参考）機構法	（参考）基金法
第1章 総則	第1章 総則
第2章 運営会議	—
第3章 役員及び職員 ※役員等及び審査支払運営委員会に関する規定	第2章 役員及び職員
	—
第4章 業務運営	第3章 業務
第1節 業務	
第2節 中期計画等	—
第5章 財務及び会計	第4章 財務及び会計
第6章 監督	第5章 監督
第7章 雑則	第6章 雑則
第8章 罰則	第7章 罰則
附則 ※改組前の役員は、改組後においても厚生労働大臣に認可された役員とみなす規定等	附則

定款変更の概要__2 運営会議と審査支払運営委員会

2 運営会議と審査支払運営委員会

－ 新定款「第2章 運営会議」、「第3章 役員等」、「第4章 審査支払運営委員会」関係 －

運営会議と審査支払運営委員会の構成等

〈運営会議〉（非役員）

【構成】

○ 機構法に即して、以下のとおり運営会議の委員の人数、選任方法等を規定

- ・ 保険者代表（所属団体推薦） 3人以内
- ・ 診療担当者代表（所属団体推薦） 3人以内
- ・ 被保険者代表（所属団体推薦） 1人以内
- ・ 地方公共団体代表（都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織による共同推薦） 1人以内
- ・ 学識経験者（運営会議による選任） 1人以内

※厚生労働大臣、厚生労働大臣の指名する職員、その他の機構の業務に係る関係者は意見を述べることができる。

大臣

選任・解任の認可
命令違反等の場合
の解任命令、解任

役員（理事長・理事・審査支払運営委員・監事）を選任・解任（厚労大臣認可）

必要に応じて意見提出（機構法）

出席し意見を述べる（定款）

【執行部】（役員）

理事長1人、総務担当理事1人、理事4人以内
（理事のうち1人を医療情報化推進担当理事（CIO）とする）

【監事】（役員）

- ・ 保険者代表（所属団体推薦） 1人
- ・ 診療担当者代表（所属団体推薦） 1人
- ・ 被保険者代表（所属団体推薦） 1人
- ・ 公益代表 1人

出席し意見を述
べる（定款）

〈審査支払運営委員会〉（役員）

【構成】※現行の理事会構成と同じ

- ・ 理事長1人、総務担当理事1人、理事3人以内
※医療情報化推進担当理事（CIO）は構成員ではない

- ・ 保険者代表（所属団体推薦）
 - ・ 診療担当者代表（所属団体推薦）
 - ・ 被保険者代表（所属団体推薦）
- 審査支払運営委員
12人以内 ※同数

〈医療DX推進幹部会議〉※設置要綱による執行機関

【構成】

- ・ 理事長
 - ・ 医療情報化推進担当理事（CIO）
 - ・ 理事（医療担当、企画担当）
[国民健康保険中央会]
 - ・ 常務理事
 - ・ 保健事業・データヘルス等推進委員会委員長
- ※必要に応じて外部有識者の意見を聴く

運営会議と審査支払運営委員会の役割（議決事項）

新定款第8条,16条,28条

【運営会議の議決事項】

- 役員（理事長、理事、審査支払運営委員、監事）の選解任
- 定款の変更
- 中期計画・年度計画の作成又は変更
- 事業計画・収支予算の作成又は変更
- 事業状況報告書、財産目録等の作成
- その他重要事項

- 運営会議の権限のうち、医療情報化推進業務以外の業務のみに関する事項を、審査支払運営委員会の専決とする。
※運営会議は、医療情報化推進業務に係る事項、及びそれ以外の業務との共通事項について議決を行う。

審査支払業務

財政調整業務等

【審査支払運営委員会の議決事項】

- 定款の変更、業務方法書の作成又は変更
- 事業計画・収支予算の作成又は変更
- 事業状況報告書、財産目録等の作成
- 各保険者との間の契約の締結
- その他重要事項

議事運営等

- 運営会議委員の任期等は以下のとおりとする。

新定款第6条

任期	2 年
任期の始期	令和 8 年10月 1 日
任期中の交代	交代前の運営会議委員の残余の期間 ※任期途中で交代する場合の取扱い

- 運営会議及び審査支払運営委員会の議事運営は以下のとおりとする。

新定款第9条,10条,11条,29条,30条,31条

	運営会議	審査支払運営委員会	(参考) 現行の理事会
議長	委員の互選	理事長	理事長（理事長は理事の互選）
招集	- 議長が招集 - 運営会議委員の1/2以上又は監事から請求があったときは速やかに招集	- 理事長が招集 - 理事及び審査支払運営委員の1/2以上又は監事から請求があったときは速やかに招集	- 理事長が招集 - 理事の1/2以上又は監事から請求があったときは速やかに招集
定足数	構成員の過半数の出席		
議決方法	出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。		
会期 ※法令・定款定めなし	2月、6月、9月、12月（予定）	月 1 回	月 1 回

（参考）医療DX推進幹部会議【新】

- 医療情報化推進業務について、運営会議の全体方針の決定を受けて執行を担う機関として、医療DX推進幹部会議を設ける。（設置要綱による組織）
- 同会議の構成は、理事長、CIO、国保中央会役員等、速やかな意思決定が可能な人数とする。

定款変更の概要__3 役員等

3 役員等

－ 新定款「第3章 役員等」関係 －

役員

○ 役員任期

新定款第17条, 附則第3条

	理事長	理事・ 監事	審査支払 運営委員	備考
任期	3 年	2 年	2 年	・ 理事長の任期は、中期計画（3～6 年以内）に基づく施策の遂行等、中長期的視点に立った事業継続性の観点から 3 年とする
任期の始期	令和 8 年 10 月 1 日			・ 機構発足時に現に在職する役員は、機構発足日に厚生労働大臣の認可を受けた役員とみなす。（改組に伴う再選任、再認可は不要） ・ 任期は機構の発足の日（令和 8 年 10 月 1 日）から起算
任期中の交代	交代前の役員の残余の期間			・ 任期途中で交代する場合の取扱い

○ 役員分掌

新定款第15条

役員	分掌
総務担当理事	<u>医療情報化推進業務以外の業務</u> について、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理するとともに、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、欠員のときにはその職務を行う
医療情報化推進担当理事 （CIO）	<u>医療情報化推進業務</u> について、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理するとともに、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、欠員のときにはその職務を行う
理事 （医療担当、企画担当）	理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長、総務担当理事及び医療情報化推進担当理事を補佐して業務を掌理するとともに、理事長及び総務担当理事又は医療情報化推進担当理事に事故があるときにはその職務を代理し、欠員のときにはその職務を行う

顧問の選任

新定款第21条

- 現行の定款では、顧問の選任は理事会の議決を経て理事長が行うこととされている。
- 顧問は、専門的見地から機構全体の業務について理事長を補佐するとともに、常任顧問は審査支払運営委員会に参加して意見を述べることから、運営会議の議決を経て理事長が選任することとする。

理事長特任補佐の選任、執行役の人数の範囲

新定款第24条,25条

- 現行の定款では、理事長特任補佐の選任及び執行役の人数の範囲については、理事会の議決を経て理事長が定めることとされている。
- 理事長特任補佐及び執行役は役員ではないことから、迅速な意思決定を行うため、理事長特任補佐の選任及び執行役の人数の範囲について運営会議等の議決を要せず、理事長の執行権の範囲として実施することとする。

定款変更の概要__4 業務運営

4 業務運営

－ 新定款「第5章 業務運営」関係 －

業務の規定順の変更

新定款第33条

- 機構の業務について、改正法により、電子処方箋管理業務等の根拠法が総確法から機構法に変更されるとともに、機構法における業務の規定順が、①医療情報化推進業務 ②審査支払業務等 に変更された。このため、機構法の規定に即して、定款における業務の規定順を以下のとおり変更。

新定款		現行定款
医療情報化推進業務 ・ 中間サーバー、オンライン資格確認に係る業務 ・ 電子処方箋管理業務等	←	審査支払業務等
審査支払業務等	←	中間サーバー、オンライン資格確認に係る業務
機構法以外に基づく業務 ・ 財政調整業務等	←	機構法以外に基づく業務 ・ 財政調整業務等 ・ 電子処方箋管理業務等

審査運営協議会

新定款第42条

- 各都道府県に所在する審査運営協議会の構成、運用等に変更はない。
- 審査支払運営委員会において議決した事項の範囲内で、審査委員会及び審査委員会事務局の審査運営に関して必要な事項を協議する。

※ 実務上は、必要に応じて医療情報化推進業務についても共有することを想定

情報の安全管理措置の義務化、漏えい等が生じた際の厚生労働大臣への報告

新定款第46条,47条

- 機構法に即して、情報の安全管理措置を講じること、及び情報の漏えい等が生じた場合の厚生労働大臣への報告について規定。

中期計画・年度計画

- 機構法に即して、以下の事項を規定する。

中期計画

新定款第49条

- 医療情報化推進方針※に基づき、厚生労働省令で定めるところにより中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受け、公表する。

※地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）（改正法による改正後）

第十一条の二 厚生労働大臣は、三年以上六年以内の期間において、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の活用の推進並びにその基盤の整備及び運営（次項において「医療情報化推進」という。）に関する方針（以下この条において「医療情報化推進方針」という。）を定めなければならない。

- 中期計画には、以下の事項を定める。
 - ①医療情報化推進方針に基づく医療情報化推進のために達成すべき目標に関する事項
 - ②前号の目標を達成するために取り組むべき措置に関する事項
 - ③その他厚生労働省令で定める医療情報化推進業務の運営に必要な事項

年度計画

新定款第50条

- 毎事業年度開始前に、中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の医療情報化推進業務の運営に関する計画（年度計画）を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表する。

評価

新定款第51条

- 毎事業年度の終了後、当該事業年度における医療情報化推進業務の実績等について、厚生労働大臣の評価を受ける。

定款変更の概要__5 財務及び会計

5 財務及び会計

－ 新定款「第6章 財務及び会計」関係 －

勘定区分

新定款第55条

- 機構法に即して、医療情報化推進業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分する旨を規定する。

※ 医療情報化推進業務については現行においても区分経理していることから、令和8年度途中に区分を変更せず、令和9年度に再編予定

（参考 会計区分の再編イメージ）

令和8年度		令和9年度～	
会計区分	勘定区分		医療情報化推進業務会計
保健医療情報会計 （基金法業務）	情報基盤運用勘定 （オン資・中間の運用）		情報基盤運用勘定** （オン資・中間・電処・電力ル等の運用）
	情報基盤整備勘定 （オン資・中間・電力ル・共通算定Mの開発）		情報基盤整備勘定** （オン資・中間・電処・電力ル・共通算定M等の開発）
	情報分析活用勘定 （NDB、保険者支援）		情報分析活用勘定 （NDB、保険者支援、履歴照会）
医療介護情報化等特別会計 （総確法業務*）	医療情報化支援基金勘定 （補助金等）		医療情報化支援基金勘定 （補助金等）
	連結情報提供勘定 （履歴照会）		
	電子処方箋管理勘定 （電処（開発・運用））		
	電子診療録等情報管理勘定 （電力ル（開発・運用））		

・ 改組後(R8.10～はいずれも機構法に基づく本来業務となる。

**PMH関連業務の施行後は、当該業務に係る開発・運用経費をそれぞれ含む。

定款変更の概要__6 附則（経過措置）

6 附則（経過措置）

経過措置

新定款附則第3～6条

- 事業継続性の観点から、機構発足前に現に在職する役職員は、改めて選任・大臣認可・任命手続き等を経ることなく、機構発足後においても機構の役職員とみなすことを規定する。

※ 改正法附則第21条第1項及び第2項により、機構の発足の日、支払基金に現に在職する理事長、理事、監事である者は、その選任について厚生労働大臣の認可を受けた理事長、理事、審査支払運営委員、監事であるとみなされることとなる。

（定款上のみなし規定の対象）

- ・ 理事長
- ・ 理事（公益代表） → 理事
- ・ 理事（所属団体推薦） → 審査支払運営委員
- ・ 監事
- ・ 顧問、常任顧問
- ・ 参与
- ・ 職員

- 改正法附則及び機構法において、役員の任期の始期は規定されていないことから、その始期を改組後の定款の施行日（令和8年10月1日）とすることを規定する。

参照条文

○ 医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）（抄）

※第五号施行日：公布日から1年6月以内に政令で定める日
（令和8年10月1日）

附則

（略）

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 支払基金は、第五号施行日までに、その定款を第二十九条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（以下「機構法」という。）第四条第一項の規定に適合するように変更し、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、第五号施行日から生ずるものとする。

第二十条 支払基金は、第五号施行日までに、機構法第八条第二項から第五項まで及び第八項の規定の例により、候補者の推薦を求め、運営会議の委員を選任し、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、第五号施行日から生ずるものとする。

第二十一条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に在職する支払基金の理事長、理事（次項に規定する理事を除く。）又は監事である者は、それぞれ第五号施行日に機構法第十四条第一項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けた理事長、理事又は監事とみなす。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に在職する支払基金の理事のうち、第二十九条の規定による改正前の社会保険診療報酬支払基金法第十条第三項の規定によりそれぞれの所属団体が推薦した者である理事は、それぞれ第五号施行日に機構法第十四条第一項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けた審査支払運営委員とみなす。

第二十二条 第五号施行日以後最初の事業年度の機構法第三十条に規定する年度計画については、同条中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後最初の中期計画について前条 第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（政令への委任）

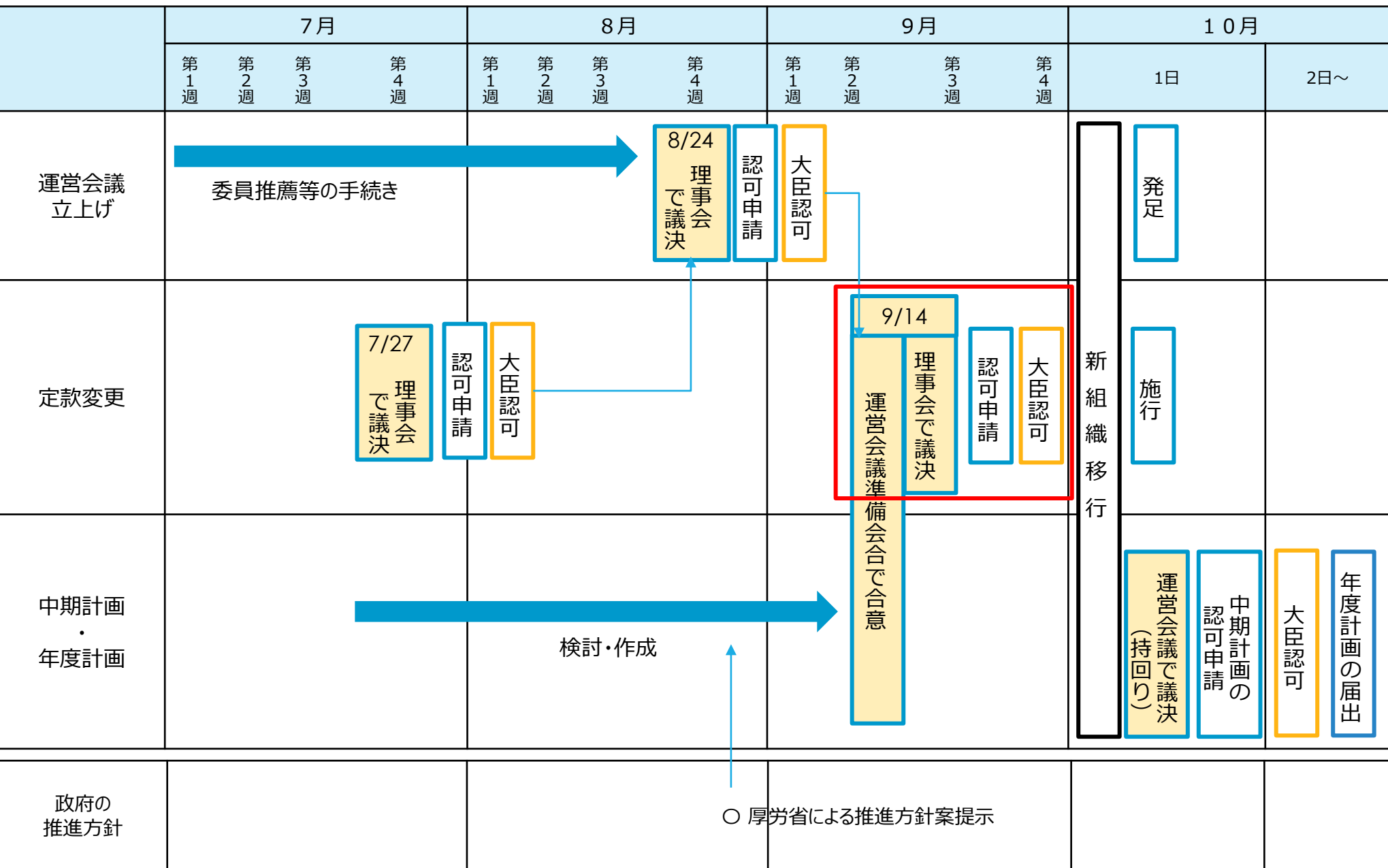
第二十四条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○ 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）（抄）

第四条 機構は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 資産に関する事項
 - 五 運営会議に関する事項
 - 六 役員に関する事項
 - 七 業務及びその執行に関する事項
 - 八 各保険者との契約の締結に関する事項
 - 九 会計に関する事項
 - 十 定款の変更に関する事項
 - 十一 公告の方法
- 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 機構は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（参考）定款変更・中期計画・年度計画等に係るスケジュール



基金の名称変更に伴う業務方法書等の変更

基金の名称変更に伴う業務方法書等の変更

財政調整業務等に係る業務方法書等の整理

- 以下の業務に係る業務方法書及び特別会計規程の基本的事項等について、基金の名称変更等を行い、厚生労働大臣（子ども・子育て支援納付金関係業務にあつてはこども家庭庁長官）に認可申請等を行う。

- 高齢者医療制度関係及び病床転換助成事業関係業務
- 介護保険関係業務
- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務
- 流行初期医療確保措置関係業務
- 子ども・子育て支援納付金関係業務
- 老人保健関係業務

※ 現行の総確法及び財会省令において、業務方法書及び特別会計規程の基本的事項の作成・変更にあつては、厚生労働大臣の認可等が必要と規定されているが、作成根拠と併せて認可等に係る法令の規定が廃止されることから、以下の業務の業務方法書等の廃止に係る認可申請等は不要（厚生労働省確認済）

- 医療機関等情報化補助業務
- 支払基金連結情報提供業務
- 支払基金電子処方箋管理業務
- 支払基金電子診療録等情報管理業務